

八郎潟町立図書館ボランティア活動要項

(目的)

第1 八郎潟町立図書館（以下「図書館」という。）におけるボランティア活動は、地域住民の自由意志に基づき、生涯学習活動の一環として行われるものである。活動の中で、図書館ボランティア自らが生き甲斐を見いだすとともに、地域住民参加による図書館の活性化を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2 ボランティア活動の場所、内容、時間は、図書館と図書館ボランティアが協議の上決定するものとする。

(募集、登録)

第3 図書館ボランティアは、ボランティア登録申込書に基づき、図書館長（以下「館長」という。）の承認により決定するものとする。

2 図書館ボランティアとして登録ができる者は、八郎潟町及び図書館が館外貸出しを認める周辺市町村に在住の方で、中学生を除く15歳以上の者とする。また、高校生が登録する場合は、保護者及び学校の同意を必要とし、18歳未満の場合は、保護者の同意を得るものとする。

3 図書館ボランティアは、住所、氏名、生年月日、電話番号及び必要に応じてEメールアドレスを図書館に登録することとする。

4 図書館ボランティアとしての活動中に生じた傷害や障害等については、町が加入する「全国町村会総合賠償保障保険」を適用することとする。

(登録の取り消し)

第4 図書館ボランティアは、館長に申し出て、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定に関わらず、館長は、次の各号の一に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 本要項その他の取り決め反する行為を行った場合

(2) その他図書館ボランティアとしてふさわしくないと認められる場合

(3) 一年以上にわたり活動が行われない場合

3 前項の規定により館長が登録を取り消す場合は、その旨を本人に通知するものとする。

(活動時間、活動制限等)

第5 図書館ボランティア活動は、すべて図書館の管理下において行われることとする。

2 図書館ボランティアは、館内で活動する際は、図書館が準備する名札を着用するものとする。

3 図書館ボランティアは、原則として個人単位で活動することとし、グループとして活動をする際は、図書館と協議することとする。

4 図書館ボランティアは、活動中に知り得た個人のプライバシーを守り、内部情報についても外部に漏らさないものとする。

5 図書館ボランティアの活動は無償とし、その活動に伴う費用は、原則として自己負担とする。

6 図書館ボランティアは、図書館が主催する各種研修事業に参加することができる。

(連絡会議)

第6 図書館ボランティア活動を円滑に行うため、図書館と図書館ボランティアとの連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(細目)

第7 この活動要項に定めるもののほか、図書館ボランティアの活動に関して必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年11月1日から実施する。